

生活保護費は、 町の負担ではありません

いただいたご意見にお答えします

生活保護問題を書いた私
らっている」

ご説明

順次ご説明いたします。

内の方からご意見をいた
きました。誤解を解くた
めに補足します。ご意見
をいただき、議論が深ま
るの、議事録が深まるの
は、有り難いと思いま
す。

ご意見の趣旨

ご意見の趣旨は次のと
おりました。

①「徳島市役所で対象外
の者も流れ込み」②「そ
の人は、市役所で養って
いくと思うと、扶川さん
の責任は大きいと思う」
③「この人たちは、一
生板野町の借金になるの
では」④「生活保護費の
実情について」

国民年金者より多く金
をも

ことになります。

第③に、生活保護費は、

生活をするのに必要最小
限のお金です。憲法25条
でいう、「健康で文化的な
最低限の生活」を保障す
るに必要だと、国が定め
ていく金額です。

まず第①に、生活保護申
請では、役所の責任で収
入や資産について調査し
ますから、徳島市役所で
対象外であった人は、板
野郡に来ても対象外です。
不正があれば、保護費は
返します。私は、市内で
もたくさんお世話しており、
特に板野町に流入させて
はいません。

第②に、生活保護のお金
は、

国から出るもので、板野
町の負担にはなりません。
それどころか、板野町内
でアルバイトを借ったり、
様々な生活用品を購入す
ることによって、板野町
内の消費を拡大する

生活保護費の実際につ
いて、国民年金者よりも
多く金をも

それすら下回る国民年
金になっていくのは、年
金制度の方が問題です。
ですから、民主党や共産
党など各党が、「最低保障
年金」をつくって、あま
りにも低い国民年金の引
き上げを主張しています。
それが実現していません。
補うために、生活保護を
併給してなんとか生活し
ていく方も多いためです。
生活保護は、低年金者
にも命綱です。